

処 遇 改 善 加 算 に つ い て

令和6年介護報酬改定に伴い、介護職員等の更なる処遇改善として現行の処遇改善制度に代わり2024年6月より「介護職員処遇改善加算」が一本化となり新制度での加算開始となりました。当法人においても現行の介護職員処遇改善加算の算定を行っております。

■当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
3. 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

■「見える化」要件とは

特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取り組みは以下の通りです。

≪加算の取得状況≫

当該加算算定に関する要件として以下の取り組みを行っています。

【取得する加算】

2024年6月～

事業所名	福祉・介護職員等処遇改善加算
ホームヘルプステーションであい	Ⅰ
ショートステイにしがも	Ⅰ
デイサービスセンターつるさんかめさん	Ⅱ
西賀茂デイサービスセンター	Ⅰ
グループホームほっこり庵	Ⅱ
グループホーム一乗寺ほっこり庵	Ⅱ

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

《入職促進に向けた取り組み》

- ・法人や事業所の運営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みの明確化
- ・職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催者等による職業魅力度向上の取り組みの実施

《資質の向上やキャリアアップに向けた支援》

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

《両立支援・多様な働き方の推進》

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の設置
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

《腰痛を含む心身の健康管理》

- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故/トラブルへの対応マニュアルなどの作成等の体制の整備

《生産性向上のための業務改善の取り組み》

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳/下膳等のほか、経理や労務、広報等も含めた介護事業以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や記録、報告用紙の工夫による情報共有や作業負担の軽減

《やりがい・働きがいの醸成》

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供